平成17年度アスベスト対策について

1 横浜市アスベスト対策会議の開催

(平成17年8月5日、10月5日、11月9日、平成18年3月20日) 対策会議を4回開催し、以下の対策について協議を行いました。

- 市民からの相談体制の整備、等
- ・公共施設の実態調査、対策
- ・民間施設の調査状況等の報告
- ・市民・民間事業者への支援、民間事業者指導
- 広報、国家要望、等

2 市民からの相談体制の整備

- (1)市民からの問合せに対して、コールセンターを活用して相談窓口を案内しております。(2月末までに約250件)
- (2)健康問題、建築物、環境についての問合せ等に対し関係局において、市民の方への説明をしております。(2月末までに約5,000件)

3 アスベスト専門外来での対応状況

市大附属病院では、専門外来を設置しており、2月末までに53名の方が 受診をしております。

また、横浜労災病院では、2月末までに94名、神奈川県立循環器呼吸器病センターでは、1月末までに114名の方が受診されています。

4 石綿健康被害者の救済給付申請の受付

「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済給付制度に係る 認定及び給付の申請受付が、3月20日から、独立行政法人環境再生保全機 構及び環境省地方環境事務所で始まります。

市民の利便性等を考慮し、横浜市でも同日から各区の福祉保健センターで、申請の受付を開始しました。(広報よこはま4月号緊急掲載)

5 公共施設の実態調査、対策

本市が全市有公共施設について、アスベストを含む吹付け材の使用について調査を実施したところ以下に示す結果でありました。

調査対象	施設数	石綿使用	石綿使用	アスベスト分析結果による内訳		
		せず	可能性有	不検出	1%超	1%以下
学校	5 2 0	3 2 4	1 9 6	1 7 3	1 7	6
市立大学	1 1	6	5	4	1	0
市民利用施設等	1 6 2 3	1 2 9 6	3 2 7	2 5 8	6 0	9
合計	2 1 5 4	1626	5 2 8	4 3 5	7 8	1 5

- (1)アスベストを含む吹付け材の使用が判明した施設については、逐次、空気中のアスベスト繊維の浮遊量測定を実施し安全性を確認しています。
- (2)施設の対策については、優先順位を定めて計画的に実施します。
- (3)優先順位については、市民利用施設か、吹付け材が露出しているか、飛散性の高い状態か、アスベストの種類は何かなどにより判断してまいります。
- (4)平成17年度から平成19年度までに必要な対策を実施します。

93 施設のうち、囲い込み状態等にあり当面対策を要しない13施設を除き、すでに対策済み等の施設を含めた67施設については18年度末までに、残りの13施設については19年度までに対策を実施する予定です。

なお、改修が予定されている施設については改修時に合わせて対策を実施 します。

<公設民営施設>

調査対象	施設数	石綿使用	石綿使用	アスベスト分析結果による内訳		
		せず	可能性有	不検出	1%超	1%以下
消防団器具置き場	9 1	9 1	0	0	0	0

(1)アスベストを含む吹付け材の使用が判明した施設は、ありませんでした。

6 民間施設の調査状況

- (1)本市各局が所管する民間施設について、所有者が行ったアスベストを含む 吹付け材の使用に関する調査の結果を取りまとめたところ以下に示すも のでありました。(ただし、大規模建築物等はまちづくり調整局が、消防 団器具置き場については消防局が調査を行いました。)
- (2) これらについては、建物所有者等に対し封じ込めや除去等の措置を行うよう指導している。

調査対象	施設数	石綿使用せず	石綿使用	備考
大規模建築物等	1 2 7 9	1 1 5 6	1 2 3	
病院	1 1 9	8 2	3 4	調査中 3
精神障害者施設	1 0 0	9 5	5	対策完了
保育園、高齢者施設等	9 5 0	8 7 6	7 4	
消防団器具置き場	3 8 5	3 8 3	0	調査中 2
合計	2833	2592	2 3 6	

※保育園、高齢者施設等の施設数は、平成8年度以前竣工の民間社会福祉施設数

7 市民・民間事業者への支援

(1)中小企業金融制度 :環境保全資金(有害物質の処理に要する資金)

融資限度額:8,000万円以內

(2)住宅リフォーム融資:[住宅金融公庫及び横浜市建築助成公社]

マンションの共用部分:融資限度額

工事費の80%以内(150万円×戸数)「公庫]

公庫融資同額又は(100万円×戸数)のいずれか少ない額「公社]

マンション専用部分・戸建て住宅:融資限度額

工事費の80%以内(限度額240万円)[公庫]

8 民間事業者指導

(1)市内の加工業者への指導

市内にある3社に対しては6月から7月に立入調査をしており、作業状況を確認、周辺環境の調査も行いましたが、問題ありませんでした。

また、平成18年2月に立入調査をし、再度作業状況が適切であることを確認しました。

(2)建築物解体現場への指導

法令に基づき届出を義務づけており、2月末までに約500件の立入指導を行っております。

(3)建築物の解体工事に係る指導要綱の制定と指導

市内の全ての建築物の解体工事について一貫した指導を行うため、平成 17年 11月に床面積の合計が 80 ㎡未満の解体工事を届出対象とする要綱を定めました。 2月末までに要綱による届出が 3 5 5 件ありました。

(4)廃棄物処理施設等への指導

廃棄物処理業者が技術指針を踏まえて適正な処理を行うよう技術指針を送付するとともに、2月末までに91件立入調査を行いました。

9 アスベストの分析(本市直営による分析)

(1)材質分析

環境創造局環境科学研究所、経済局工業技術支援センター及び水道局水質 課で、一部を除く公共建築物(市立学校を含む)における吹き付け材の材質 分析を行いました。

アスベストを含む吹き付け材が使用されているおそれがあるとされた施設から、1,385 検体分析を行い、1,385 体体分析を行い、1,385 体体分析を行い、1,385 では、1,385 では、

また、環境創造局環境科学研究所では、解体廃材や不法投棄物についても、

11検体分析を行い、このうち2検体からアスベストが検出されました。

(2)環境分析

環境創造局環境科学研究所では、アスベスト製品を加工している事業場周辺等において大気環境分析を行いました。

41検体分析し、不検出から1.29本/リットルでありました。

(大気汚染防止法で「アスベストを取り扱う工場などの敷地境界線における 規制基準」は10本/リットル。)

10 アスベスト対策に関する広報等

- (1)「広報よこはま」9月号、特別号(12月)、3月号
- (2)建築物に関する市民向けパンフレット作成(10月)
- (3)横浜市ホームページ

アスベスト関連アクセス件数:延べ約37,000件(2月末現在)

11 国への要望

- (1)指定都市市長会(平成17年8月23日)
- (2)全国市長会(平成17年8月30日)
- (3)三首長(神奈川県、横浜市、川崎市)懇談会(平成17年9月5日)
- (4)本市独自要望(平成17年11月)
 - ①アスベスト対策に係る環境基準等の制定
 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・国家予算等に反映されず
 - ②健診対象者の範囲と健診方法の早期提示及び健診実施に伴う財政措置の 実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 国家予算等に反映されず
 - ③民間及び公共建築物に対する財政措置等の実施
 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・国家予算等に反映された
 - ④アスベスト廃棄物対策の強化・推進
 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・国家予算等に反映された

12 関連機関等との連携

「アスベスト問題に対する神奈川労働局、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市及び相模原市による協定」